

# 入湯税特別徴収の手引

令和4年10月

雲 仙 市

## 目次

1	はじめに	1 ページ
2	入湯税の概要	1 ページ
3	納税義務者	1 ページ
4	課税免除	1 ページ
5	税率	2 ページ
6	徴収の方法	2 ページ
7	特別徴収義務者	2 ページ
8	特別徴収の手続	2 ページ
9	経営（異動）申告書の提出	3 ページ
10	帳簿（入湯税徴収原簿）の記載	4 ページ
11	実地調査	4 ページ
12	Q&A	4 ページ
13	参考資料(条例等の規定等)	5 ページ
14	様式集	10 ページ

## 1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担していただく税金であります。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び雲仙市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月、雲仙市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きを御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

## 2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によることとされています。

## 3 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

## 4 課税免除

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者
- (4) 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の公衆浴場における通常の利用料金に比較して著しく低く定められているものにおいて入湯する者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和43年5月20日法律第53号）により特別手当の支給を受ける者で原爆被爆者温泉保養所に入湯する者

(6) その他特に市長が認める者

1. 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童で、年齢12歳以上の者
2. 全県規模以上の大会の参加者、監督及び役員その他関係者（当該大会の要項等で認められた者に限る。）で、事前に市長の承認を受けた者

※全県規模以上の大会の参加者、監督及び役員その他関係者で課税免除の承認を受けようとする方は、入湯を行おうとする日の1週間前までに、入湯税課税免除申請書兼承認（不承認）通知書（様式第1号）を市長に提出する必要があります。

市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の承認の可否を決定し、申請者に対し、同項の申請書兼承認（不承認）通知書により通知します。

## 5 税率

- (1) 入湯客1人1日について、150円
- (2) 修学旅行を目的とする学生、その他学校教育上必要と認められる（教員の引率がある）学生、生徒等の宿泊学習又は体育の練成合宿の税率は、1人1日について、20円

税率については、入湯客が入湯するために宿泊を要した場合において、その宿泊した夜数を日数として計算します。（1日は1泊2日を基本、日帰りは含めない）

## 6 徴収の方法

特別徴収の方法となります。

「特別徴収」とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、雲仙市に納入していただく方法です。

## 7 特別徴収義務者

鉱泉浴場（旅館など）を経営されている方となります。

## 8 特別徴収の手続

### (1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前

月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。  
提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いいたします。

## (2) 納入期日及び方法

毎月 15 日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を納付する必要があります。

### ア 納入通知書

納入通知書による納入金については、次に記載する金融機関等を通じての納入となります。

(1) 雲仙市役所及び各総合支所

(2) 雲仙市指定金融機関及び収納代理金融機関

十八親和銀行、九州労働金庫、島原雲仙農業協同組合、長崎県信用漁業協同組合  
連合会

### イ 振込

本来は上記アの納入方法が原則となりますが、諸事情により市内での納付が困難な場合、振込による納入もできます。(振り込み手数料は納入者負担)

振込先 十八親和銀行 吾妻支店 普通 3051131

雲仙市会計管理者 (ウンゼンシカイケイカンリシャ)

なお、納入通知書による納付と異なり、振込が税に伴うものか市で判断できませんので、事前に振込日、税目、金額を税務課まで連絡をお願いします。

## 9 経営（異動）申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記載した経営（異動）申告書を提出しなければなりません。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営を開始する日の前日までに、申告する必要があります。

(2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている者や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に異動があった場合には、直ちに申告する必要があります。

## 10 帳簿（徴収原簿）の記帳

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記帳し、5年間の保存をお願いします。

なお、帳簿については、様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿を代用しても構いません。

## 11 実地調査

鉱泉浴場に対しましては、必要に応じて、実地調査を行わせていただきますので、ご協力をお願いします。（法第701条の5第1項）

## 12 Q&A

Q1 修学旅行の税率20円の適用について、範囲を教えてください。

A1 修学旅行を目的とする学生、生徒の団体は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに相当する外国の教育機関を単位とした団体であること。
- ・修学旅行その他学校教育上必要と認められる学生、生徒等の宿泊学習又は体育の練成を目的としており、かつ、教員が引率していること。

税率20円の適用については、教員の引率していることを要件に、修学旅行、勉強や部活動の一環での宿泊など学校教育上の見地から行う行事も対象としております。

この適用は、学校の管理下であることが必要であり、学生、生徒、引率の教師を対象としています。

対象とならない者（具体例）

- ・カメラマンや旅行会社の添乗員
- ・外部指導者や保護者の引率による部活動の一環での宿泊者
- ・部活動や大会参加に伴う応援（支援を含む）の保護者
- ・学生、生徒を伴っていない修学旅行の事前調査の宿泊者
- ・大学等のゼミで教授を伴っていない者

Q 2 課税が免除される全県規模以上の大会の参加者及び大会関係者はどのような大会ですか。また事業者（旅館・ホテル）で確認できれば免除は可能ですか。

A 2 全県規模以上の大会は、大会要綱等により参集範囲が県内以上とされている学生の大会を想定しています。

(例) 長崎県高等学校駅伝競走大会、長崎県高等学校体育大会

免除については、事前に市への申請・承認手続きを必要とします。

要件に該当していても市の承認を受けていない参加者及び大会関係者は免除することはできません。(承認人数の変更もできません)

Q 3 入湯税を申告しない場合や納入しなかった場合は、どうなりますか。

A 3 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

## 15 参考資料（条例の規定等）

### ○雲仙市税条例

#### 第3章 目的税

#### 第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として

設置した施設において入湯する者

- (4) 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の公衆浴場における通常の利用料金に比較して著しく低く定められているものにおいて入湯する者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和43年5月20日法律第53号）により特別手当の支給を受ける者で原爆被爆者温泉保養所に入湯する者
- (6) その他特に市長が認める者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

- 2 修学旅行を目的とする学生、生徒の団体の入湯客に課する入湯税の税率は、1人1日について、20円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地

- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項  
(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。  
(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

## ○雲仙市税条例施行規則

### 第6章 入湯税

(文書の様式)

第25条 入湯税に関し、次の表の左欄に掲げる根拠規定に基づいて用いる中欄に掲げる書面は、それぞれ当該右欄に掲げるところによる。

根拠規定	書面	様式
条例第145条第3項	入湯税納入申告書	様式第72号
条例第149条	鉱泉浴場の経営申告書	様式第73号

## ○雲仙市入湯税に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市税条例（平成17年雲仙市条例第45号。以下「条例」という。）第142条に規定する入湯税の課税免除及び条例第143条に規定する入湯税の税率について、その事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 条例第142条第6号のその他特に市長が認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童で、年齢12歳以上のもの
  - (2) 全県規模以上の大会の参加者、監督及び役員その他関係者（当該大会の要項等で認められた者に限る。）で、事前に市長の承認を受けたもの
- 2 前項第2号の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、入湯を行おうとする日の1週間前までに、入湯税課税免除申請書兼承認（不承認）通知書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の承認の可否を決定し、申請者に対し、同項の申請書兼承認（不承認）通知書により速やかに通知するものとする。

（税率計算等）

第3条 条例第143条第1項及び第2項の税率は、入湯客が入湯するために宿泊を要した場合において、その宿泊した夜数を日数として計算する。

- 2 条例第143条第2項の修学旅行を目的とする学生、生徒の団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに相当する外国の教育機関を単位とした団体であること。
- (2) 修学旅行その他学校教育上必要と認められる学生、生徒等の宿泊学習又は体育の練成を目的としており、かつ、教員が引率していること。

## ○地方税法

### 第4章 目的税

#### 第4節 入湯税

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

- 3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合にお

いては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
  - (2) 納税義務者及び納税義務があると認められる者
  - (3) 第2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの。
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。